

一般社団法人高知県臨床検査技師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人高知県臨床検査技師会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を高知市に置く。

- 2 本法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本法人は、会員の学術技能の向上研鑽発展、並びに地域医療及び公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨床検査及び衛生検査に関する学会、講演会等の開催
- (2) 会誌及びその他の刊行物の発行
- (3) 地域保健事業への協力
- (4) 検査精度管理に関する調査、研究及び指導
- (5) 会員相互の親睦と併せて他学術団体との交流
- (6) 日臨技委託公益事業の実施
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有し、本法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員：大学、大学院又はこれに準ずる学校に在籍し、本法人の目的に賛同して入会した学生
- (3) 賛助会員：本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (4) 功労会員：本法人に特に功労のあった正会員で、理事会の選考を経た上で、社員総会（以下「総会」という。）において承認された者
- (5) 名誉会員：本法人に多大な貢献をした者又は学識経験者で、理事会の選考を経た上で、総会において承認された者

(入 会)

第7条 正会員、学生会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、学生会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議によって当該会員を除名する事ができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会員である個人が成年後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 第8条に定める会費等の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品を返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (3) 役員推薦委員会委員の選任又は解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第16条第3項の通知に記載又は記録した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第15条 本法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 定時総会は、毎年1回決算期から3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われないうとき。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられないとき。

（招集）

第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略できる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（決議）

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議長及び、当該総会において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員の設定)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
 - 2 理事のうち、1名を会長とし、必要に応じて若干名を副会長とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本法人の業務を執行する。また、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本法人の業務及び財務の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

第2節 理事会

(設置)

第29条 本法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(開催)

第31条 理事会は毎事業年度10回以上開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第25条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び前条第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3号による場合は理事が、前条第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 2 4 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長（会長が出席しなかったときは出席した理事全員）及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 5 章 会 計

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置く。
- (1) 監査報告
- 4 本法人は、第2項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（会計原則等）

第40条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

（剰余金の分配）

第41条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第43条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第7章 事務局

（設置等）

第44条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1人、事務局次長1人を置き、必要に応じてその他の職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長、事務局次長及びその他の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 公告の方法

（公 告）

第45条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補則

(委 任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事である会長は、次の者とする。
高知県南国市岡豊町中島1169番地1A棟402
小倉克巳
3. この法人の最初の業務執行理事である副会長は、次の者とする。
谷内亮水, 西森美佐子
4. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人高知県臨床検査技師会 組織運営に関する規程

(総 則)

第 1 条 一般社団法人高知県臨床検査技師会（以下「本法人」という）の組織運営に関しては、定款およびこの規程の定めるところによる。

(事務所)

第 2 条 本法人の主たる事務所は、高知県高知市丸ノ内一丁目 7 番 45 号 総合あんしんセンター内に設置する。

2 事務所の設置、移転、廃止は、理事会の決議によるものとする。

(事務局)

第 3 条 定款第 44 条に定める事務局は、前条の主たる事務所の中に置く。

2 事務局は、本法人の運営および事業執行に伴う次の諸事務を行う。

- (1) 定款および諸規程に規定される書類、諸帳簿等の備付あるいは保管に関すること
- (2) 役員、第 8 条に定める事業部等との連絡調整に関すること
- (3) 会員との連絡調整に関すること
- (4) 事務所の維持管理に関すること
- (5) 他団体等への表彰などの推薦に関すること
- (6) その他の庶務

第 4 条 事務局には、事務局長、事務次長、会計、庶務の各 1 名を置く。

2 事務局長、事務次長、会計、庶務は、理事会の決議に基づき、原則として理事の中から会長が委嘱する。

3 事務局長は、会長の総理および関係役員の指示のもとに、諸事務を統括する。

第 5 条 この規程に定めるほか、事務局の運営に必要な事項は、理事会の決議により、これを定める。

(役員推薦委員会)

第 6 条 本法人は、定款第 22 条に定める役員の選出のため、役員推薦委員会を置く。

2 役員推薦委員会の運営に必要な事項については、「役員選任規程」に定める。

(三役会)

第 7 条 本法人は、緊急を要する事項を協議、決裁するために三役会を置く。但し、三役会での決議事項は、直後に開催される理事会で事後承認を受ける。

- (1) 三役会は、会長、副会長、事務局長をもって構成する。
- (2) 三役会は、必要最小限度の緊急性をおびた内容にのみ決裁する。
- (3) 三役会は、必要に応じて関係理事の意見を聞くことができる。

(事業部)

第8条 本法人は、定款第4条に定める事業を行うため、次の事業部を置く。

- (1) 学術部
- (2) 精度保証事業部
- (3) HP 管理・運営部
- (4) 広報部
- (5) 健康福祉事業部
- (6) 渉外部

2 前項の各事業部の部長、副部長は、三役会で理事の中から候補者を選考し、理事会の決議により定める。また、任期は当該被選出者の理事としての任期が満了する時までとする。

3 部長、副部長以外の部員の選考、定数に関しては、各事業部の部長が決定し、任命する。また、任期は当該部長の任期が満了する時までとする。

(事業内容)

第9条 学術部においては、次の事業を司る。

- (1) 研究班活動に関する事
- (2) 生涯教育研修に関する事
- (3) その他、学術に関する事

第10条 精度保証事業部においては、次の事業を司る。

- (1) 精度管理に関する事
- (2) データ標準化に関する事
- (3) 精度保証臨床検査室認証に関する事
- (4) その他、標準化に関する事

第11条 HP 管理・運営部においては、次の事業を司る。

- (1) ホームページの管理・運営に関する事
- (2) その他、ITに関する事

第12条 広報部においては、次の事業を司る。

- (1) 会報の編集と発行に関する事

- (2) 行事の記録に関する事
- (3) その他、広報に関する事

第13条 健康福祉事業部においては、次の事業を司る。

- (1) 健康福祉事業に関する事
- (2) その他、健康福祉に関する事

第14条 渉外部においては、次の事業を司る。

- (1) 地区活動に関する事
- (2) 臨床検査談話会に関する事
- (3) 職業紹介に関する事
- (4) 親睦交流に関する事
- (5) その他、渉外に関する事

(補 則)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

一般社団法人高知県臨床検査技師会 会費等に関する規程

(総 則)

第 1 条 一般社団法人高知県臨床検査技師会（以下「本法人」という）の入会金および会費（以下「会費等」という。）に関する取り扱いについては、定款およびこの規程の定めるところによる。

(会費等)

第 2 条 定款第 8 条に定める会費等の金額は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 正会員 500 円
学生会員および賛助会員については当分の間免除する。
- (2) 年会費 正会員 5,000 円
学生会員 500 円
賛助会員 30,000 円

(支払時期および方法)

第 3 条 正会員は、毎年 2 月末日までに、次のいずれかの方法により翌年度分の会費を支払うものとする。

- (1) 当該会員名義の預金口座からの口座自動振替による方法
- (2) 本法人の預金口座への振込みによる方法

2 学生会員・賛助会員は、毎年 3 月末日までに、次のいずれかの方法により翌年度分の会費を支払うものとする。

- (1) 本法人の預金口座への振込みによる方法
- (2) 事務局への会費持参による方法

(入会時の会費等支払)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、新たに入会を認められた者は、入会手続の際に会費等を支払うものとする。ただし、正会員で再入会となる者については、入会金を免除する。

(補 則)

第 5 条 この規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

一般社団法人高知県臨床検査技師会 表彰等に関する規程

(総 則)

第 1 条 一般社団法人高知県臨床検査技師会（以下「本法人」という）の表彰等については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 臨床検査の普及・発展に貢献し、本法人の運営ないし学術活動に功績が顕著であった者に対して、それを表彰し、その功績を讃えることを目的とする。

(資 格)

第 3 条 前条の目的で、次の各項に該当する会員を表彰することができる。

1 永年会員表彰

本法人正会員として、通算 20 年以上在籍し、年度内に満 50 歳に達した者

2 功勞会員表彰

本法人正会員として、次の各号のいずれかに該当する者

1) 下記の項目のすべてに該当する者

イ 正会員歴 20 年以上の在籍

ロ 満 60 歳以上の者

ハ 本法人の役員歴通算 15 年以上の者

2) 医療および公衆衛生の分野における業績によって、行政機関、または全国的な関係団体、組織より顕彰を受けた者

3) その他臨床検査技師会の発展に著しく貢献のあった者

3 学術研究功績者表彰

本法人正会員として、臨床検査の分野において、多年にわたり著しい業績を有し、本法人の名声を高揚する研究、発明、考案などを行った者

4 学術研究奨励者表彰

本法人正会員として、会誌「こうち」に掲載された論文の中より、特に優秀と認められた者

(選考・審査)

第 4 条 表彰に関しては、次の各号に示す選考を経て、理事会において審査し、決定する。

1) 永年会員表彰は事務局長が選考

2) 学術研究奨励者表彰は、学術担当副会長の諮問機関である「学術研究奨励支給選考委員会」が選考

3) その他の表彰は会員、役員が推薦し、理事会で選考

(表 彰)

第 5 条 授賞式は総会または高知県医学検査学会の会期中に開催し、表彰者は会長とする。
受賞者には賞状および記念品を贈呈する。

(受賞者名簿)

第 6 条 事務局に受賞者名簿をそなえ、事務局長はその都度、必要事項を記載し、保管するものとする。

(補 則)

第 7 条 この規程に定めるほか、会員の表彰等に関する事項は、理事会の決議により定める。

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

一般社団法人高知県臨床検査技師会 役員選任に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人高知県臨床検査技師会（以下「本法人」という）の役員選任に関しては、定款およびこの規程の定めるところによる。

第2章 役員推薦委員会

(委員会)

第2条 第5条以下に定める役員候補者の選考のため、本法人に「役員推薦委員会」（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会は7名の委員で構成する。
- 3 委員会には、委員の互選による委員長、副委員長各1名を置く。

(委員)

第3条 委員は総会において正会員の中から選出し、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 役員は委員を兼任できない。
- 3 委員が役員に立候補、又は役員の推薦候補者になった場合は、委員を退任しなければならない。
- 4 委員は自ら委員会に出席しなければならない、委員会への代理人出席及び議決権行使の委任を認めない。
- 5 委員は、職務上知り得た事項を、他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(招集・決議等)

第4条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は構成委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員の3分の1以上から、委員会開催の請求があった場合、委員長は会議を招集しなければならない。
- 4 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって行う。

第3章 役員候補者の選考

(委員会の職務)

第5条 委員会は、理事会の委嘱に基づき、役員候補者の選考に係る次の職務を行う。

- (1) 役員選任議案において選任すべき役員の員数の決定。

- (2) 役員候補者の立候補・推薦の受付期間の決定。但し、受付期間は 15 日以上設けることを原則とする。
- (3) 前 2 号により決定された事項の会員に対する告示。
- (4) 役員候補者の立候補・推薦の受付。
- (5) 必要に応じて役員候補者の選考。

(立候補)

第 6 条 正会員は、自ら役員に立候補できる。但し、正会員 10 名以上の賛同を得て、委員会が定めた所定の様式をもって、受付期間末日までに委員長に届け出るものとする。

(推薦)

第 7 条 正会員は、役員候補者を推薦できる。但し、他の正会員 9 名以上の賛同を得て、委員会が定めた所定の様式をもって、受付期間末日までに委員長に届け出るものとする。なお、推薦に際しては候補者本人の承諾を得ることを要する。

(委員会による選考)

第 8 条 前 2 条による立候補者及び推薦候補者の合計数が、当該役員選任議案について委員会が決定した員数に満たない場合は、委員会が役員候補者を選考する。なお、選考に際しては候補者本人の承諾を得ることを原則とする。

第 9 条 委員会は、前 3 条の規定に基づく役員候補者を、理事会に通知する。

- 2 理事会は、総会に提出する役員選任議案を決定するに際しては、前項の通知内容を尊重しなければならない。

第 4 章 雑 則

(就任承諾)

第 10 条 総会において役員改選議案が可決された場合、委員会は選任された役員から就任承諾書を得る。

第 11 条 この規程にない必要な事項については、その都度、理事会の決議により別に定める。

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

一般社団法人高知県臨床検査技師会 旅費等に関する規程

(総 則)

第 1 条 一般社団法人高知県臨床検査技師会（以下「本法人」という）の旅費等に関する取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(旅費等)

第 2 条 役員および理事会で決議された者が、会務のため行動する場合に支給する交通費は以下のとおりとする。

- (1) 交通費は、公共交通機関の利用による最短コースでの運賃を計算する。ただし、会務の都合または天災等のやむを得ない理由で、最短コースでの移動ができなかった場合は、実際の移動経路で計算する。
- (2) 交通費の種類は、鉄道賃（グリーン料金は除く）、船賃（1等料金は除く）、航空賃（ファーストクラスは除く）およびバス賃とする。
- (3) 機材の運搬、公共交通網の不備、緊急事項等において、自家用車の利用を必要とする場合は、実務責任者の許可を得る事とする。自家用車利用で発生するガソリン代、高速料金、駐車料金については、実費相当額を支給する。

第 3 条 役員および理事会で決議された者が、会務のために行動する場合に支給する行動費は以下のとおりとする。

- (1) 自宅または勤務先から会務用場所までの片道の距離を行動距離とする。
- (2) 会務が 4 時間未満で行動距離が 100km 未満の場合は、2,500 円を支給する
- (3) 会務が 4 時間以上で行動距離が 100km 未満の場合は、5,000 円を支給する。
- (4) 行動距離が 100km 以上の場合には、5,000 円を支給する。

第 4 条 役員および理事会で決議された者が、会務のために行動する場合、以下に該当する場合には実費相当額の宿泊費を支給する。宿泊費の上限は 10,000 円とする。

- (1) 公共交通機関を利用しても会務開始時間に間に合わない場合
- (2) 会務終了後、公共交通機関を利用しても当日中に帰宅できない場合
- (3) 事前会議（打合せ）等で、実務責任者が必要と判断した場合

第 5 条 実務委員、講師、司会、アルバイト等の会務遂行者の実務時間内に、朝 7 時、昼 12 時、夜 19 時が含まれる場合は、1 食あたり 1,000 円を上限として食事代を支給する。

第 6 条 各事業部および、その下部組織の会務費は、別途定める。

(補 則)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

一般社団法人高知県臨床検査技師会 慶弔に関する規程

(総 則)

第1条 一般社団法人高知県臨床検査技師会（以下「本法人」という）の役員等の慶弔に関する取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(慶弔の範囲)

第2条 役員およびその他を対象とした本法人の慶弔の範囲および慶弔費等は以下の通りとする。

- | | |
|----------------------|---------------|
| 一 役員の死亡 | 5,000 円及び供花 |
| 二 役員の配偶者および子供の死亡 | 5,000 円あるいは弔電 |
| 三 役員の 10 日以上継続した入院 | 5,000 円 |
| 四 役員の結婚 | 1 万円及び祝電 |
| 五 本法人が関係する団体および個人の慶弔 | 三役の協議 |

第3条 会員対象とした本法人の慶弔の範囲および慶弔費等は以下の通りとする。但し、事務局への申請を原則とする。

- | | |
|----------------------------|----|
| 一 会員（学生会員および法人の賛助会員を除く）の死亡 | 弔電 |
| 二 会員（学生会員および法人の賛助会員を除く）の結婚 | 祝電 |

(申請事項)

第4条 この規程の適用事項が生じた場合は以下の手続きを行うものとする。

- (1) 施設連絡責任者または代理人が別紙申請書を作成し速やかに本会事務局宛に申告する。
- (2) 申告を怠り該当事項発生後、1ヶ月を経過したものはこの規定の適用を受けることができないことがある。

(その他)

第5条 任期中の退任役員については、役員に準ずることができるものとする。

- 2 被適用者は、金品の返礼は行わないものとする。
- 3 その他、定めになき事例は、会長専決事項とし、直近の理事会に報告、承認を得るものとする。

(補 則)

第6条 この規定の改廃は、理事会の決議によるものとする。

(附則)

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。